

電気制動シャッター規制の考察

1. 政省令における電気制動シャッター

電気制動シャッターは、輸出令別表第1の2項(39)と14項(8)に登場します。

<p>輸出令 2 項(39)</p> <p>高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品（<i>編註</i> 電気制動シャッターの詳細規制仕様は貨物等省令1条四十四号ハで記述）</p>
<p>省令 1 条四十四号ハ</p> <p>固体カメラ若しくは電子管カメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（イ又はロに該当するものを除く。）</p> <p>(三) カーセル又はポッケルスセルを用いた電気制動シャッターであつて、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のものの</p>
<p>輸出令 14 項(8)</p> <p>電気制動シャッター（カメラ用に設計したものを除く。）であつて、経済産業省令（<i>編註</i> 貨物等省令13条7項）で定める仕様のもの</p>
<p>省令 13 条7項</p> <p>輸出令 別表第一の一四の項（八）の経済産業省令で定める仕様のあるものは、一〇〇マイクロ秒未満のシャッター速度を有する電気制動シャッターであつて、フォトリソミック作用又は電気光学効果を利用したもの（カメラ用に設計したものを除く。）とする。</p>

なお省令1条四十四号ハでいうカーセル、ポッケルスセルとは、電気光学効果の発見に貢献した19世紀の科学者カー、ポッケルス両氏にちなんだ名称で、どちらも「電気光学効果を利用したもの」に当たります。このため2項(39)に該当すれば同時に14項(8)にも該当してしまひそうに見えますが、14項側の「カメラ用に設計したものを除く」の注記により重複該当は回避されています。

というのは2項側でいう「部分品」には「他の用途に用いることができるものを除く」という解釈が与えられており、よつて2項(39)該当のシャッターであれば必ず「カメラ用設計」となるからです。

しかし**重複該当を回避するための注記として「カメラ用に設計したものを除く」とはいかにも異質です**。通常なら「2の項の中欄に掲げるものを除く」という書き方をしそうなところだからです。実際14項では電気制動シャッター以外の、他項番と近似性ある品目に対して「X項の中欄に掲げるものを除く」というスタイルの注記が施されています。

「4の項の中欄に掲げるものを除く」…14項(1)

「12の項の中欄に掲げるものを除く」…14項(5)

「2、6及び12の項の中欄に掲げるものを除く」…14項(7)

また私には「シャッターといへば普通はカメラ用じゃないのか」という印象（先入観）もあつたので、更に詳しく知りたいと思ひました。

2. 国際レジームの規定から読み解く

このような場合は、日本語条文の数行を睨んでいるより、その背景をなす国際レジームの英文を見た方が正解への近道ということがあります。今回もそれでいきましょう。

ワッセナー協定 (WA) の規定 (14 項(8)/省令 13 条 7 項の背景)

<p>ML15. Imaging or countermeasure equipment, as follows, specially designed for military use, and specially designed components and accessories therefor:</p> <ul style="list-style-type: none"> a. Recorders and image processing equipment; b. Cameras, photographic equipment and film processing equipment; c. Image intensifier equipment; d. Infrared or thermal imaging equipment; e. Imaging radar sensor equipment; f. Countermeasure or counter-countermeasure equipment, for the equipment specified by ML15.a. to ML15.e. <p>Note ML15.f. includes equipment designed to degrade the operation or effectiveness of military imaging systems or to minimize such degrading effects.</p> <p>Note 1 In ML15., the term specially designed components includes the following, when specially designed for military use:</p> <ul style="list-style-type: none"> a. Infrared image converter tubes; b. Image intensifier tubes (other than first generation); c. Microchannel plates; d. Low-light-level television camera tubes; e. Detector arrays (including electronic interconnection or read out systems); f. Pyroelectric television camera tubes; g. Cooling systems for imaging systems; h. Electrically triggered shutters of the photochromic or electro-optical type having a shutter speed of less than 100 μs, <u>except in the case of shutters which are an essential part of a high speed camera;</u> i. Fibre optic image inverters;

上掲条文から感じたことを記します。

- ① そもそもの規制対象は「軍用専用設計の Imaging or countermeasure equipment」。その一部としてカメラ etc.があり、電気制動シャッターはそれら（カメラ etc.）のための「specially designed component」としての例示で登場する。とすれば「カメラ用設計品を除く」のはまずいのではないか？
- ② 「カメラ用を除く」かのような記述ありとすれば Note1 の h の下線部。しかし「高速カメラの essential part 以外の場合、シャッター速度 100 μ s 未満のものを含める」というのは、必ずしも「essential part の場合は規制外」を意味しないし「essential part でないなら“カメラ用設計でない”」ということでもない。
むしろ「essential part の場合はシャッター速度に関係なく規制」と読む方が筋がよいのではないか？ つまりこれは「カメラ用設計品を除く」という意味ではない。そもそ

も「カメラ用設計品を除く」などとは条文のどこにも出てこない。

- ③ 政省令にはなぜ規制対象が「軍用専用設計品に限る」旨の記述がないのだろうか？
- ④ カメラや電気制動シャッター以外のデバイスの規制は14項に設けないのであろうか？

3. 規制見直しに向けて

現時点では、省令13条7項は誤訳の産物ではないかと思われま

す。政令(14項(8))も含めて見直しが必要ですが、その際留意いただきたいことを付け加えておきます。それはWAの記述が「includes the following」という例示スタイルだからといって「ここに挙げた以外のものも規制する」と機械的に判断してよいかということです。

もう一度Note1のhを御覧ください。「essential part 以外の場合でシャッター速度100 μ s未満のものを含める」といえば「シャッター速度100 μ s以上のものは含まない」ことを含意している可能性が高いのではないのでしょうか？ 反対に「essential part だった場合」はシャッター速度に関係なく規制している可能性が高いように思います。

このあたりは、英語条文自体に曖昧さが残っているようです。(たとえば「essential part」の範囲はどのように定められているのでしょうか?) 従ってWAの会議の場において明確化の議論を行った上でわが国政省令に反映させていくのが妥当な道と思います。くれぐれも拙速は避けていただきたいと思います。